「連携プロジェクト」の対象領域としての判断の基準(案)

ナノテクノロジー・材料分野において、以下の基準を全て満たす領域を「連携 プロジェクト」の対象領域としてはどうか。

今後5~10年程度の間に、期待される産業規模が大きい技術シーズを事業化・産業化することを目的とする。

国際的な競争力維持、安心・安全な社会の構築等のために国家的視点で育成が必要な領域。

効率的な産業化に当たって、複数の省庁(3省庁以上)が同一の目的に連携・協力して行うことが必要な領域。

研究開発の共同・連携のみでなく、産業化に向けた基準・規制の見直し等の 環境整備を含む垂直統合的な連携を図る必要のある領域。

なお、上記の判断基準の他、すでに連携の枠組みができているもの、基礎的な研究開発フェーズにあるもの等については、「連携プロジェクト」の対象とせず、 従来どおりの枠組みで引き続き研究開発を推進することとする。